

## 参議院議員通常選挙の公約に対する指定都市市長会要請

本年 2 月に公表された平成 27 年国勢調査の人口速報集計結果によると、日本の人口は大正 9 年の調査開始以来、初めて減少に転じ、5 年前の前回調査と比べ 94 万人余り少なくなる一方で、東京 23 区部の人口は 32 万 7 千人増加し、東京一極集中が一層進んでいることが明らかになった。

現在、国においては、人口急減・超高齢化の課題に対して、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、「地方創生」を推進している。また、本年春には誰もが活躍できる社会の実現へ向けた計画を策定することとしており、指定都市では、これらの国の取組と一体となり、課題の解決に向けた不断の努力を続けていく決意である。

その一方で、人口減少社会において、指定都市が持つポテンシャルを最大限発揮し、圏域全体を牽引する役割を果たすとともに、第 31 次地方制度調査会答申で示されたように、地域・圏域の実情に応じ、最適な主体・方法を選択し、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくためには、地方自治制度の抜本の見直しが不可欠である。

貴政党におかれては、来たる参議院議員通常選挙の公約に、次の提案を盛り込み、日本の持続的な発展並びに地域の特性に応じた多様な大都市制度及び大都市財政の実態に即応した地方税財政制度の確立を図るため、積極的に取り組まれるよう強く要請する。

平成 28 年 3 月 28 日  
指定都市市長会

## 1 大都市制度・地方分権改革の推進

### (1) 多様な大都市制度の早期実現

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組が行われている。

また、道州制の議論に当たっては、基礎自治体の権能の充実と新たな大都市制度の位置付けを明確にすることが不可欠である。

については、道州制も視野に入れつつ、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に続き、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

### (2) 更なる地方分権改革の推進

広域自治体と基礎自治体の役割分担において、基礎自治体に事務事業を優先的に配分する「補完性・近接性」の原理に基づき、指定都市が持つポテンシャルを最大限発揮できるよう、更なる事務・権限の移譲の推進を図ること。

また、事務・権限の移譲に見合う税財源の確実な移譲を行うこと。

#### **早期に関係機関との重点的な協議を求める事務・権限の例**

- ・ 私立幼稚園の設置認可等の権限
- ・ 災害対応法制の見直し（災害時の救助主体権限及び従事命令等権限の移譲）
- ・ 交通規制等に関する事務・権限
- ・ 道路使用許可に関する事務・権限

### (3) 近隣市町村との更なる連携の促進

指定都市は、近隣市町村との連携を図ることで、地域の課題解決、地域経済の活性化に積極的に取り組んでいる。

この取組を推進するにあたり、連携中枢都市圏構想に基づく財政措置の更なる充実や現在対象外となっている三大都市圏の取扱いを見直すとともに、連携事業の枠組みに応じた形で受けることができる交付金を創設するなど、圏域の状況に応じた柔軟な支援の仕組みを構築すること。

## 2 大都市財政の実態に即応する財源の拡充

### (1) 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方法人税のような地方間の税収の再配分ではなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げなど、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

## **(2) 大都市税源の拡充強化**

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税、法人所得課税等の配分割合を拡充すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。

また、道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

## **(3) 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止**

地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方向的な削減は決して行うべきではない。

地方交付税総額については、歳出特別枠を実質的に堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

また、地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の更なる引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

さらに、地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、各地方公共団体における毎年度の予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

# **3 地方創生と観光・MICE・クールジャパン戦略の推進**

## **(1) 小規模事業者の支援強化**

中小企業の約9割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、小規模事業者により構成されている商店街の衰退は、地域コミュニティにも影響を及ぼす課題である。

各指定都市が、それぞれの地域の実情に応じたきめの細かい小規模事業者支援策を講ずることができるよう、国が企業等に直接交付している補助金を地方自治体への交付金とするなどの改善を図り、小規模事業者への支援を強化すること。

## **(2) 地方拠点強化税制の見直し**

地方拠点強化税制については、高度成長期に秩序ある発展を目的として昭和31年に制定された「首都圏整備法」等を根拠に、三大都市圏の既成市街地等が一律に対象外とされている。しかし、現状では、人口、税財源ともに東京都及び特別区に一極集中しており、当該対象外地域も指定の根拠法が制定された当時とは状況が大きく異なることや、指定都市が地方創生のけん引役としての役割を果たしていく必要があることから、現在の各地域の実態に合わない対象外地域の指定を是正すること。

### (3) 観光・MICE・クールジャパン戦略の推進

訪日旅行やMICEの誘致による経済効果の拡大を図るため、指定都市が有する地域特性に即した訪日外国人受入の環境整備や、MICE誘致における外国競合都市より優位性を高める施策に対して必要な支援策を講ずること。

また、地方からクールジャパン戦略を積極的に推進していくためには、指定都市が周辺地域を牽引し、自律的にクールジャパン戦略を展開することのできる仕組みづくり等が必要であることから、地域コンソーシアム等や地方映像コンテンツの海外展開を支援する事務局に対する財政措置を講ずるとともに、きめ細かな情報提供や人材面での支援など、必要な支援策を実施すること。

## 4 誰もが活躍できる社会の実現

### (1) 女性の活躍・働き方改革の推進

多様で柔軟な働き方に取り組む企業に対して、地域の実情に応じたきめ細かな支援を実現するため、指定都市等に対する直接的で自由度の高い交付金を創設する財政上の措置を行うこと。

また、指定都市等の公共調達において、女性活躍推進企業への受注拡大のために必要な指針等を提示するほか、税収に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、働き方に中立な税制・社会保障制度を検討すること。

### (2) 子育てのしやすい環境づくり

「希望出生率1.8」の実現を目指し、あらゆる面で子育てに優しい社会へと改革を進めるべく、子ども・子育て支援新制度における利用者負担に関して、多子世帯負担軽減の更なる拡充を図るほか、ナショナルミニマムとしての利用者負担の軽減措置の拡大については、地方自治体の意見を十分に聴きながら国の責任において取扱いを統一するとともに、指定都市等の財政運営に支障をきたさないよう、必要な財政措置を講ずること。

また、誰もが結婚や出産の希望がかなえられる社会づくりを目指す取組について、幅広く活用できる交付金を創設する等柔軟な支援を行うこと。

### (3) 持続可能な社会保障制度の実現

「介護離職ゼロ」を実現するなど、誰もが安心して生活できるように、年金、医療、介護等の社会保障制度の改革を進めること。

また、地域包括ケアシステムの円滑な実施のため、関係者が一体となって取り組むことの出来る協働体制を構築するとともに、医療・介護関係者の円滑な情報共有に取り組む指定都市等に対して必要な財政措置を講ずること。

国民健康保険については、指定都市をはじめとする大規模保険者に過度な負担が生じないように、国庫負担の拡充を図ること。

子どもの医療費の助成については、人口減少社会の中で子ども・子育て支援を充実するという観点から、国策として取り組むこと。